

印西市

自転車乗車用 ヘルメット 購入費助成金



令和8年4月1日以降に購入したものが対象です。
受付開始は令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

★領収書の発行を購入店等に依頼してください。詳細については、裏面をご覧ください。

ヘルメットの購入単価がわからない領収書では、申請できません。

★窓口での受付は、平日の午前8時30分～午後5時00分(年末年始の市役所閉庁日を除く)です。
※令和8年7月より、平日の午前9時00分～午後4時30分となります。

助成対象者(ヘルメット使用者) ※下記①～④をすべて満たす個人

- ①市内に住所を有している(住民登録している)人
- ②自ら又は同一世帯に属する者がヘルメットを購入していること
- ③市税を滞納していない人
- ④暴力団員ではない人



助成対象のヘルメット

安全基準の認証を受けている
『新品』の自転車乗車用ヘルメット

※未使用品を含む中古品は対象外
※オークション、個人間売買、譲渡
等は対象外

いずれかの認証を受け
ていないと助成対象に
なりませんので、必ず確
認してください!

＜安全基準＞	
SGマーク(一般財団法人製品安全協会の認証)	
JCFマーク((公財)日本自転車競技連盟の認証)	
CEマーク(欧州連合の認証) ※CEマークの自転車用ヘルメットの規格は「EN1078」	
GSマーク(ドイツ製品安全法の認証)	
CPSCマーク(米国消費者製品安全委員会の認証) ※CPSCマークの自転車用ヘルメットの規格は「CPSC1203」	

助成金額

自転車乗車用ヘルメットの購入費用の1/2(100円未満切り捨て)

1人1個当たり上限2,000円

※ヘルメット使用者1人につき1個(回)限り

※装飾品や部品等の費用、購入時のポイント利用、送料、値引き分は除く

※助成金予算額に達した場合は終了



助成金の申請から交付までの流れ



(1) 販売店等で自転車乗車用ヘルメットを購入

- ※購入の際、販売店等に領収書の発行を依頼してください。
- ※領収書には、下の「(2)領収書」に記載する内容の記入をお願いしてください。

(2) 申請書等を郵送、窓口の市民活動推進課へ提出又は電子申請(二次元コード)より

- ※郵送の場合 ➡ 〒270-1396 印西市大森2364-2 市民活動推進課宛て
- 窓口の場合 ➡ 市役所2階
- ※申請書兼請求書は、市民活動推進課窓口、市ホームページから入手できます。
- ※**申請期限: 令和9年3月31日(水)まで(期限内必着)**。

注意!

電子申請二次元コード



(3)安全基準の認証が確認できるもの

※保証書、取扱説明書、カタログの写し等確認できるもの
(認証マークが映っているヘルメットの写真でも可)

提出書類

- (1) 助成金交付申請書兼請求書(市指定様式)
- (2) 領収書(次の内容が記入されているもの)
 - ①領収日
 - ②領収金額(ヘルメットの購入単価がわかるもの)
 - ③購入店
 - ④品名・品番(ヘルメットの購入がわかるもの)
- (3) 安全基準の認証が確認できるもの
- (4) 振込口座(申請者名義のもの)が確認できる書類(通帳、キャッシュカード、WEB通帳いずれかの写し)
- (5) 本人確認書類(免許証や個人番号カードの写し)

(3) 交付決定通知書が郵送で到着

- ※申請書類を審査の上、申請者に通知書を郵送します。

(4) 助成金が指定口座に振り込まれます

- ※申請日から概ね2か月後の振り込みとなります。



詳しくは市ホームページをご覧ください!

自転車は、手軽に利用できるとても便利な乗り物ですが、交通ルールを守って正しく走行しないと、加害者にも被害者にもなり得る大変危険な乗り物でもあります。

交通ルールを守って安全に運転することが一番大切ですが、自分を守り、相手を守るため、自転車に乗る時は必ずヘルメットを着用しましょう。また、万が一の事故に備えて、自転車損害賠償保険等にも加入しておきましょう。